

行政機関をかたる

身に覚えのない請求に注意！

【相談事例】

国税庁から「重要なお知らせ」という件名のSMS(※)が届いた。税金の未払いがあるとの内容で、本文にURL(※)と電話番号が記載されていたが、本当だろうか。

(80歳・女性)

※SMS(ショート・メッセージ・サービス)

携帯電話やスマートフォンで、電話番号を宛先にしてメールをやり取りできるサービス。相手を特定せず、11桁の数字を無作為に生成して送信することができてしまうため、架空請求等のメールにも利用されています。

※URL(ユー・アール・エル)

インターネット上に存在するホームページ等の住所。httpで始まる英数字等の羅列で、そこをタップすると指定のサイトに繋がります。



トラブル回避策

- ・SMSに記載の電話番号には連絡しない！
URLを開かない！
- ・納得のいかない請求を受けたときは、慌てず支払わずに、最寄りの消費生活センター・相談窓口へすぐ相談！



県消費生活センター
キャラクター“ケロちゃん”

相談先…消費者ホットライン **188** (いやや!)

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！